

41 国税庁の使命

使命：納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

任 務

■ 上記使命を達成するため国税庁は、財務省設置法第 19 条に定められた任務を、透明性と効率性に配慮しつつ、遂行する。

1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現

(1) 納税環境の整備

- ① 申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすく的確に周知・広報を行う。
- ② 納税者からの問い合わせや相談に対して、迅速かつ的確に対応する。
- ③ 租税の役割や税務行政について幅広い理解や協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力や参加の確保に努める。

(2) 適正・公平な税務行政の推進

- ① 適正・公平な課税を実現するため、
 - イ 関係法令を適正に適用する。
 - ロ 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でない認められる納税者に対しては的確な調査・指導を実施することにより誤りを確実に是正する。
 - ハ 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収する。
- ② 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速に対応する。

2 酒類業の健全な発達

- ① 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究・開発や酒類の品質・安全性の確保を図る。
- ② 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図る。

3 税理士業務の適正な運営の確保

税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努める。

行 動 規 範

■ 上記任務は以下の行動規範に則って遂行する。

1 任務遂行に当たっての行動規範

- ① 納税者が申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて知ることができるよう、税務行政の透明性の確保に努める。
- ② 納税者が申告・納税する際の利便性の向上に努める。
- ③ 税務行政の効率性を向上するため事務運営の改善に努める。
- ④ 調査・滞納処分事務を的確に実施するため、資料・情報の積極的な収集・活用に努める。
- ⑤ 悪質な脱税・滞納を行っている納税者には厳正に対応する。

2 職員の行動規範

- ① 納税者に対して誠実に対応する。
- ② 職務上知り得た秘密を守るとともに、綱紀を厳正に保持する。
- ③ 職務の遂行に必要とされる専門知識の習得に努める。

今 後 の 取 組

■ 高度情報化・国際化等の経済社会の変化に的確かつ柔軟に対応し、また、納税者のニーズに応えるため、税務行政組織及び税務行政運営につき、不断に見直し・改善を行っていく。

42 平成22事務年度 国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価書(抄)

2 「実績の評価の目標」ごとの実績の評価書

○ 実績目標2：酒類業の健全な発達の促進

1. 実績目標に関する基本的な考え方

国税庁においては、酒類業の業種所管庁として、酒税の保全及び酒類業の健全な発達に努めています。

そのため、酒類の公正な取引環境の整備を図るほか、人口減少社会の到来、国民の健康・安全性志向の高まりや生活様式の多様化などの社会経済情勢の変化に対応し、消費者、製造業、販売業全体を展望した総合的視点から必要な施策を行うとともに、未成年者飲酒防止や酒類容器のリサイクル等の社会的要請に的確に対応するよう努めます。

2. 重点的に進める施策

該当なし

○ 業績目標2－1：消費者の視点に立ち、酒類の安全性の確保等を図るとともに、酒類業の健全な発達に向けた諸施策に取り組んでいきます。

1. 業績目標に関する基本的考え方

消費者の視点に立ち、酒類の安全性の確保と品質水準の向上、消費者に対する情報提供等を行うとともに、酒類業の健全な発達のため、酒類業者の自主的な取組の支援に努めます。

2. 平成22事務年度の事務運営の報告

(1) 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応策

[平成22事務年度実施計画]

「食の安心・安全」に対する消費者の関心は引き続き高いことから、生産から消費まですべての段階における安全性の確保と品質水準の向上を図り、消費者に安全で良質な酒類が提供できるよう以下の施策を行います。

イ 消費者が購入する段階である小売販売場から市販酒類を買上げ、安全性、品質及び容器の容量・アルコール分などの表示等を調査し、その結果を消費者に対して国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp>) で情報提供を行います。

また、酒類業者に対して、製造工程の改善指導及び情報提供を行います。

ロ 消費者が安心して酒類を購入できるように、酒類業者に対して酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項を確認し、適正な表示がなされていない場合には是正指導を行います。

さらに、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行に伴い、酒類業者に対して同法に基づく記帳義務や清酒等に係る原料米の産地情報伝達義務が適正に履行されるよう説明会等を実施するなど、適切な指導を行います。

また、酒類製造業者に対して、独立行政法人酒類総合研究所の研究成果の普及をはじめとした醸造技術の改善に関する指導や酒類の安全性に関する製造工程の指導等を行います。

なお、醸造技術の改善に関する指導相談については、満足度に関するアンケート調査を実施し、その結果を踏まえながら内容の充実を図ります。

[施策の実施状況]

消費者に良質で安全な酒類が提供できるよう、生産・流通・消費のすべての段階における安全性の確保と品質水準の向上を図りました。

イ 市販酒類買上げ調査

市販されている酒類を買上げて理化学分析や品質評価等を行い、酒類の安全性・品質の確認を行うとともに、アルコール分などの表示等の適正性の確認を行いました。

確認の結果、ごく一部の商品において、食品衛生法で使用基準がある食品添加物や、含有量に規制のある汚染物質について問題のある酒類が把握されたことから、その酒類を製造した酒類製造者等に対して、問題が解決するよう指導等に努めました。

また、分析等の集計結果を、国税庁ホームページの「全国市販酒類調査の結果について」(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/shiori-gaikyo/seibun/2010/01.htm>)で公表しました。

○参考指標 2-1：市販酒類買上げ調査件数 (単位：件)

会計年度	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
調査件数	5,032	3,520	3,260	3,406	3,273

(出所) 課税部鑑定企画官調

(注1) 市販酒類の買上げ調査件数は、各県ごとに①課税移出数量が多くかつ全県的に営業活動がなされている酒類製造業者の製造する酒類、②酒類製造業者全体から一定割合で抽出した者の製造する酒類を買上げ、数年ですべての酒類製造業者から酒類を買上げることとしています。

(注2) 平成18事務年度は、流通段階における品質管理の状況把握を目的とした調査を併せて実施したため、買上げ調査件数が増加しています。

(注3) 平成19年度までの実績値は、事務年度にて集計。

ロ 酒類製造業者に対する表示事項確認調査

消費者が安心して酒類を購入できるように、酒類製造業者に対して、酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項に関する確認調査を行うとともに、市販酒類買上げ調査の結果を踏まえ、適正な表示が確保されるよう指導等に努めました。

○参考指標 2-2：酒類製造業者に対する表示事項確認調査実施件数（単位：件）

事務年度	平成19年度	20年度	21年度	22年度
調査実施件数	1,347	1,322	1,170	930

（出所）課税部酒税課調

ハ 酒類製造業者の醸造技術の改善に関する指導相談

市販酒類の買上げ調査の結果や業界全体の課題等を踏まえ、酒類製造業者に対し、独立行政法人酒類総合研究所（以下「酒類総合研究所」といいます。）の研究成果を活用しつつ、酒類の安全性の確保と品質水準の向上のため、醸造技術や製造工程の改善のための指導相談を実施しました。

指導相談件数については、平成22年度においては酒類製造業者のアルコール等の分析の正確さの確保に係る技術指導を重点的に実施したことから、2,283件と前年に比べ増加しました。

また、指導相談が適切に行われたかを確認するため、満足度に関するアンケート調査を実施しました。平成22年度は酒類製造業者の具体的な要望をよりの確に把握して対応するよう努めた結果、実績値は86.1%となり、目標を達成しました。

○参考指標 2-3：酒類製造業者の製造工程改善に関する指導相談件数（単位：件）

会計年度	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指導相談件数	1,874	1,866	1,881	1,807	2,283

（出所）課税部鑑定企画官調

（注）平成19年度までの実績値は、事務年度にて集計。

◎業績指標 2-1：酒類製造業者の醸造技術の改善に関する指導相談の満足度（単位：%）

会計年度	平成19年度	20年度	21年度	22年度	
				目標値	実績値
上位評価割合	(97.9)	(97.2)	78.9	85	86.1

（出所）課税部鑑定企画官調

（注1）平成20年度までの数値は、技術指導・相談についてのアンケート調査において、「良かった」から「悪かった」までの5段階評価で「良かった」及び「概ね良かった」の上位評価を得た割合であり、括弧書きで記載しています。

アンケートは酒類製造業者を対象としており、酒類製造業者は高い水準の醸造技術が求められることから、平成21年度からは、アンケート調査を「極めて良かった」から「極めて悪かった」の7段階評価で行い、「極めて良かった」及び「良かった」の上位評価を得た割合に変更し、「概ね良かった」を上位評価に含めないこととします。なお、アンケート調査の概要についてはP175参照。

（注2）平成19年度の実績値は、事務年度にて集計。

（2）構造・経営戦略上の問題への対応策

イ 経営改善等に対する支援

[平成22事務年度実施計画]

酒類業の経営改善等に対しては、業界動向を客観的に把握・分析してその結果を情報提供することにより、酒類業者が経営上の問題点を認識して適切な企業経営を図れるよう支援します。

また、各地の酒類業組合等がきき酒会や情報交換会等を通じて消費者の意見を反映した事業を行えるよう、官民の役割を踏まえ必要な支援をするとともに、地域ブランドの確立や酒類の品質向上を支援します。

さらに、酒類業組合等の要請に基づき経営指導の専門家等による研修の実施や国税庁ホームページ等による成功事例、各種中小企業施策に関する情報提供を引き続き行います。

[施策の実施状況]

酒類業の経営改善等に対しては、引き続き、①業界動向を客観的に把握・分析して、その結果を国税庁ホームページを活用して情報提供するとともに、②経営指導の専門家等を講師とした研修会を開催し、中小酒類業者における経営革新等の取組事例の紹介や中小企業に対する各種施策の説明を行い、経営改善等に向けた自主的な取組を支援しました。

また、酒類業者が消費者の意見を反映した事業を行えるよう、酒類業組合等によるきき酒会等の開催などを支援するとともに、地域ブランドの確立や酒類の品質向上の取組を支援しました。

さらに、酒類総合研究所及び日本酒造組合中央会が東京において共同開催した全国新酒鑑評会公開きき酒会及び全国日本酒フェアを支援しました。

ロ 輸出環境の整備等

[平成22事務年度実施計画]

海外での日本食ブームに伴い、日本産酒類への評価が高まっていることから、酒類の輸出に関する情報を提供するなど、輸出環境の整備に努めます。

我が国が推進する経済連携協定（EPA）交渉については、国内酒類産業の実情を踏まえつつ適切に対処します。

[施策の実施状況]

国税庁は、酒類業者にとっての輸出障壁の把握に努めるとともに、関係省庁等と連携しながら、経済連携協定（EPA）の締結交渉等を通じて、日本産酒類に係る関税の即時撤廃等を諸外国・地域に求めました。

その結果、日ペルーEPA（平成23年5月31日署名、発効に向けた作業中）において、これら酒類に係る関税の引下げ又は撤廃が盛り込まれました。

また、国税庁ホームページの「輸出支援の取組み」(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/yushutsu/01.htm>)において酒類の輸出統計等の情報を提供したほか、在外公館や海外見本市における日本産酒類の輸出促進イベント等への後援等を実施しました。

ハ 単式蒸留しょうちゅう製造業の近代化の促進

[平成22事務年度実施計画]

日本酒造組合中央会では、単式蒸留しょうちゅう製造業の近代化に資するため、「清酒製造業等の安定に関する特別措置法」に基づき、蒸留廃液（いわゆるしょうちゅう粕）処理設備の購入等に係る助成、構造改善や経営の近代化等に関する調査・研究、人材育成のための研修等の事業を行っています。

これらの事業は、中小企業が多数を占める単式蒸留しょうちゅう業界にあって、個々の企業の自助努力だけでは難しいことから、補助金等を交付し支援していきます。

(注1) 従来、蒸留廃液は海洋投入による廃棄処分が行われてきましたが、海洋汚染防止の観点から採択されたロンドン条約への対応のため、その全量を陸上処理に移行することとしています。

(注2) 単式蒸留しょうちゅう製造業の近代化促進のための支援については、「清酒製造業等の安定に関する特別措置法」に基づき、日本酒造組合中央会に基金（単式蒸留しょうちゅう業対策基金）を造成し、その運用益等により実施してきたところですが、平成21年11月に開催された第3回行政刷新会議における基金の見直し方針に基づき、当該基金の原資となった補助金相当額を国に返納し、必要額を毎年度の予算措置（単式蒸留しょうちゅう製造業近代化事業費等補助金）に切り替えることとしたものです。

[施策の実施状況]

単式蒸留しょうちゅう製造業の近代化に資するため、日本酒造組合中央会に対し補助金を交付し、日本酒造組合中央会が実施する事業の支援に努めました。

なお、日本酒造組合中央会においては、交付を受けた補助金により、蒸留廃液処理設備の購入等に係る助成、構造改善や経営の近代化等に関する調査・研究、人材育成のための研修等の事業を実施しました。

特に、重点事業として実施している蒸留廃液処理設備の購入等に係る助成事業については、処理設備の設置促進が図られてきた結果、平成22年度においては海洋投棄がなくなり、陸上処理割合100%を達成しました。

日本酒造組合中央会では、今後も引き続き陸上処理割合100%が維持できるよう必要な事業を行っていくこととしています。

○参考指標 2-4：蒸留廃液の陸上処理割合

(単位：%)

会計年度	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
陸上処理割合	88.0	95.9	97.1	98.2	100.0

(出所) 日本酒造組合中央会調

(3) 技術面における取組と独立行政法人酒類総合研究所との連携

[平成22事務年度実施計画]

酒類業の発達に資するための基盤を整備するため、独立行政法人酒類総合研究所と連携して、技術的に高度な問題に対応すべく次の施策を行います。

なお、原料・製造方法等により、酒類の品目及び税率が定められている酒税の課税に関する高度な分析についても、連携して行います。

- イ 酒類中に含まれる様々な成分について、酒類業者との意見交換を活発に行いながら、流通管理及び酒類の安全性に関する指導相談を積極的に行います。
- ロ 食品の規格を定めるコーデックス委員会において議論されている物質について分析・検討を行います。

[施策の実施状況]

コーデックス委員会において議論されている酒類の安全性に係る食品添加物や汚染物質について、酒類総合研究所と連携し、実態把握のための酒類の分析や汚染物質の低減方法の検討を行い、その結果等に基づいて、酒類製造業者に対し、指導相談や情報提供を行いました。

また、原料・製造方法等により、酒類の品目及び税率が定められている酒税の課税や適正表示に関する高度な分析についても酒類総合研究所と連携して行いました。

3. 平成21事務年度実績の評価結果の平成22事務年度施策等への反映状況

酒類の安全性の確保と品質水準向上への対応については、市販酒類の分析等や酒類の表示義務事項等の確認を行うほか、醸造技術や製造工程の改善のため、酒類総合研究所の研究結果を活用しつつ、指導相談を実施しました。

なお、指導相談に当たっては、酒類製造業者の疑問点の解決に向け、具体的な要望をよりの確に把握して行うよう努めました。

中小酒類業者の経営改善等については、酒類業組合等からの要請に基づき経営指導の専門家等を講師とした研修等を行うことにより、酒類業者の自主的な取組を支援したほか、輸出環境の整備については、酒類輸出に関する手続についての情報提供や経済連携協定(EPA)締結交渉への対応等を行いました。

酒類総合研究所との連携による技術面における取組等については、コーデックス委員会で議論されている酒類の安全性に係る食品添加物や汚染物質への対応や、酒税の課税や適正表示に関する高度な分析を行いました。

4. 目標を巡る現状・外部要因等の動向

目標を巡る現状・外部要因等の動向については、「2. 平成22事務年度の事務運営の報告」において、業績指標・参考指標と併せて記述しています。

5. 今後の施策等に反映すべき事項

(1) 今後の方針

- イ 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応策

引き続き推進	改善・見直し	廃止
--------	--------	----
- ロ 構造・経営戦略上の問題への対応策

引き続き推進	改善・見直し	廃止
--------	--------	----

ハ 技術面における取組と独立行政法人酒類総合研究所との連携

引き続き推進

改善・見直し

廃止

(2) 施策への反映に向けた提言

酒類の安全性の確保と品質向上については、市販酒類の分析等や酒類の表示義務事項の確認を行うほか、酒類製造業者に対する指導相談の実施に当たっては、引き続き、酒類総合研究所の研究結果を活用しつつ、各製造場の状況に応じて具体的に対応するよう努めます。

また、中小酒類業者の経営改善等については、経営指導の専門家等を講師とした研修等を行うことにより、引き続き、酒類業者の自主的な取組を支援していきます。

また、輸出環境の整備については、酒類の輸出に関する手続きの情報提供や経済連携協定（EPA）の締結交渉等への対応等を行っていきます。

なお、単式蒸留しょうちゅう製造業の近代化の促進については、中小企業が多数を占める業界にあって、個々の企業の自助努力だけでは難しいことから、引き続き補助金等の交付を行うことにより支援していきます。

酒類総合研究所との連携による技術面における取組等については、酒類の安全性、酒税の課税、適正表示などに関する高度な分析等を実施します。

(3) 平成24年度予算要求等への反映

消費者の立場に立ち酒類の安全性の確保等を図るとともに、酒類業の健全な発展に向けた諸施策に必要な経費の確保に努めます。

○ 業績目標 2-2：酒類の取引の安定や未成年者飲酒防止等の社会的要請など、酒類業界を取り巻く環境の変化に対応した行政を推進します。

1. 業績目標に関する基本的考え方

致酔性・依存性を商品特質とする酒類については、人口減少社会の到来、国民の健康・安全志向の高まりや生活様式の変化などの社会情勢の変化に伴い、市場に大きな変化が見られることを踏まえ、公正な取引環境の整備に取り組みます。また、未成年者飲酒防止や飲酒運転根絶等の社会的要請がますます高まりを見せており、酒類業者や関係組合等の自主的な取組への支援等に努めます。

さらに、酒類の容器や製造過程において発生する食品廃棄物等に係る環境対策の必要性について、その周知・啓発等に努めます。

2. 平成22事務年度の事務運営の報告

(1) 酒類の公正な取引環境の整備

[平成22事務年度実施計画]

酒税の確保及び酒類の取引の安定を図るため、酒類の公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組が推進されるよう、平成18年8月に公表した「酒類に関する公正な取引のための指針」（以下「指針」といいます。）を引き続き周知するとともに、取引状況等実態調査を実施し、指針に則していない取引（合理的な価格の設定が行われていない等）が認められた場合には改善を指導し、必要に応じて公正取引委員会と連携して、酒類の公正な取引環境の整備に取り組みます。

なお、改善を指導した酒類業者に対して、改善状況を確認する必要がある場合には、フォローアップ調査を実施し、取引の改善を促します。

(注) 指針は、公正取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を促進し、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図ることを目的に、すべての酒類業者が自主的に尊重すべき酒類に関する公正な取引の在り方について国税庁の考え方を提示するとともに、公正取引委員会との連携方法を明らかにしたものです。

[施策の実施状況]

酒類の公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組が推進されるよう、指針について引き続き周知・啓発を行うとともに、これに基づき、市場に大きな影響を与える取引を行っていると思われる大規模事業者等に対し、複数の国税局が連携するなどして、深度ある取引状況等実態調査を実施しました。

調査の結果、指針に即していない取引が認められた場合には、文書等により改善指導を行うとともに、必要に応じて公正取引委員会と連携して対応しました。

なお、改善を指導した酒類業者に対して、改善状況を確認する必要がある場合には、フォローアップ調査を実施し、取引の改善を促しました。

その結果、業績指標に掲げた「酒類の取引状況等実態調査による指導事項の改善割合」については92.6%となり、目標を達成することができました。

○参考指標 2-5：酒類業者に対する酒類の取引状況等実態調査件数 (単位：件)

会計年度	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
調査件数	1,405	2,160	3,257	3,259	2,225

(出所) 課税部酒税課調

◎業績指標 2-2：酒類の取引状況等実態調査による指導事項の改善割合 (単位：%)

事務年度	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
					目標値	実績値
改善割合	38.8	62.0	80.9	92.3	80	92.6

(出所) 課税部酒税課調

(注) 改善割合とは、フォローアップ調査を実施した場数のうち、改善指導を行った取引等のすべて又は一部が改善された場数の割合をいいます。

(2) 未成年者飲酒防止対策等の推進

[平成22事務年度実施計画]

未成年者飲酒及びアルコールに起因する迷惑行為等を防止するため、関係各省庁や業界等と連携して、適正な販売管理体制の整備に努めます。さらに、全国小売酒販組合中央会が主体となって取り組んでいる「未成年者飲酒防止・飲酒運転撲滅全国統一キャンペーン」など、酒類業者や関係組合等の自主的な取組への支援を行っていきます。

また、酒類販売管理者の選任義務や「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」に基づく表示義務の履行状況については、酒類販売管理協力員等を通じて情報収集を行い、酒類の販売管理調査の適切な実施に努めます。

なお、酒類自動販売機については、関係組合による酒類自動販売機撤廃の取組を支援し、年齢確認ができない従来型機の更なる減少に向けて引き続き指導します。

[施策の実施状況]

酒類の適正な販売管理体制の確保を図るため、酒類販売管理研修実施団体に対して、酒類販売管理研修の適切な実施について指導しました。また、酒類販売管理者の選任義務や「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」に基づく表示義務の履行状況については、酒類販売管理協力員等を通じて21,457場の酒類小売販売場の情報収集を行うとともに、13,867場に臨場して酒類の販売管理調査を行い、問題が認められた販売場に対しては改善を指導しました。

また、毎年4月の「未成年者飲酒防止強調月間」において、関係省庁と連携した啓発活動を実施するなど、適正な販売管理体制の整備が図られるよう努めました。

さらに、関係組合等が実施した「未成年者飲酒防止キャンペーン」や酒類自動販売機撤廃の自主的な取組を支援しました。

○参考指標 2-6：酒類販売管理協力員による酒類販売場の確認場数 (単位：場)

会計年度	平成19年度	20年度	21年度	22年度
確認場数	20,770	20,727	21,549	21,457

(出所) 課税部酒税課調

なお、酒類自動販売機については、関係組合による自販機撤廃の取組を支援するため、年齢確認ができない従来型機の更なる減少に向けて引き続き撤去を指導しました。

◎業績指標 2-3：酒類自動販売機（従来型機）の設置状況 (単位：台)

会計年度	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
					目標値	実績値
従来型機	16,662	12,784	9,873	8,943	減少	7,668

(出所) 課税部酒税課調

(注1) 翌年度4月1日現在の状況です。

(注2) 従来型機とは、未成年者のアクセスの防止が可能となるよう技術的改良がなされた酒類自動販売機以外の酒類自動販売機のことです。

(注3) 22年度は、東日本大震災の影響のため、仙台局を除いた計数となっています。なお、21年度の仙台局を除いた設置台数は8,693台となります。

○参考指標 2-7：酒類自動販売機の設置状況 (単位：台)

会計年度	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
設置台数	37,839	33,763	29,685	29,246	26,830

(出所) 課税部酒税課調

(注1) 翌年度4月1日現在の状況です。

(注2) 22年度は、東日本大震災の影響のため、仙台局を除いた計数となっています。なお、21年度の仙台局を除いた設置台数は28,073台となります。

(3) 酒類に係る資源の有効な利用の確保

[平成22事務年度実施計画]

酒類容器のリサイクルや酒類の製造過程において発生する食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業者の取組が促進されるよう、引き続き周知・啓発に努めます。

[施策の実施状況]

10月の「リデュース・リユース・リサイクル推進月間」において、酒類業者や消費者における酒類容器のリサイクルへの取組が一層推進されるよう、酒類業団体等を通じて周知・啓発を行い、酒類に係る資源の有効な利用の確保に努めたほか、国税庁ホームページの「環境法令における酒類業者の義務」(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/kankyohorei/index.htm>)の掲載資料をより利用しやすいよう改めることにより、広く国民に対して環境に配慮する意識の醸成を図ることに努めました。

○参考指標 2-8：酒類業組合等に対する行政施策の説明回数

(単位：回)

会計年度	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
説明回数	16,404	12,218	10,425	9,376	8,279

(出所) 課税部酒税課調

(注1) 説明回数は、説明会等において複数の行政施策を説明した場合には、重複して集計しています。

なお、行政施策の説明は、税制改正や制度改正等の周知等を目的としており、各年度によって、開催回数に変動があります。

(注2) 平成19年度までの実績値は、事務年度にて集計しています。

3. 平成21事務年度実績の評価結果の平成22事務年度施策等への反映状況

酒類の公正な取引環境の整備については、酒類業者の自主的な取組が推進されるよう、指針を周知するほか、取引状況等実態調査を実施し、合理的でない取引が認められた場合には改善を指導するとともに、必要に応じて公正取引委員会と連携して、酒類の公正な取引環境の整備に取り組みました。

未成年者飲酒防止対策等の推進については、適正な販売管理体制の整備や、業界の自主的な取組への支援を行うとともに、酒類販売協力員を通じて収集した情報を活用するなどして、適切な酒類の販売管理調査の実施に努めました。

また、酒類に係る資源の有効な利用の確保については、酒類容器のリサイクルや酒類製造過程で生ずる食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業界の取組が促進されるよう、周知・啓発し、関係省庁と連携して法令に基づく適切な処理に努めました。

4. 目標を巡る現状・外部要因等の動向

目標を巡る現状・外部要因等の動向については、「2. 平成22事務年度の事務運営の報告」において、業績指標・参考指標と併せて記述しています。

5. 今後の施策等に反映すべき事項

(1) 今後の方針

イ 酒類の公正な取引環境の整備

引き続き推進 改善・見直し 廃止

ロ 未成年者飲酒防止対策等の推進

引き続き推進 改善・見直し 廃止

ハ 酒類に係る資源の有効な利用の確保

引き続き推進 改善・見直し 廃止

(2) 施策への反映に向けた提言

酒類の公正な取引環境の整備については、引き続き、取引状況等実態調査の実施等を通じた指導に努めるとともに、必要に応じて公正取引委員会と連携して取り組みます。

なお、調査において改善を指導した酒類業者に対して、改善状況を確認する必要がある場合には、フォローアップ調査を実施し、取引の改善を促します。

未成年者飲酒防止対策等の推進については、引き続き、適正な販売管理体制の整備や、

業界の自主的な取組への支援を行うとともに、酒類販売協力員を通じて収集した情報を活用するなどして、適切な酒類の販売管理調査の実施に努めます。

また、酒類に係る資源の有効な利用の確保については、酒類容器のリサイクルや酒類製造過程で生ずる食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業界の取組が推進されるよう、引き続き周知・啓発に努めます。

(3) 平成24年度予算要求等への反映

未成年者飲酒防止等の社会的要請、酒類業界を取り巻く環境の変化に対応した行政の推進に必要な経費の確保に努めます。

○ 業績目標 2-3 : 酒類の製造及び販売業免許について、酒税法その他関係法令を適正に適用し迅速な処理に努めます。

1. 業績目標に関する基本的考え方

酒類の製造及び販売業免許は、酒税の円滑な確保を図るため設けられており、酒類の製造及び販売業を行うためには免許を受ける必要があります。

免許の申請等に対しては、親切かつ丁寧な説明を行うとともに、透明・公平かつ迅速な処理に努めます。

また、酒類業者の的確な実態把握を行い、長期休業場等については免許の取消しを行うなど適切な管理に努めます。

2. 平成22事務年度の事務運営の報告

(1) 酒類の製造及び販売業の免許の標準処理期間内での適正・迅速な処理等

[平成22事務年度実施計画]

酒類の製造及び販売業の免許については、透明性・公平性が確保されるよう酒税法その他関係法令を適正に適用しつつ、標準処理期間内の迅速な処理に努めます。

標準処理期間は、免許の種類及び申請等の内容により異なりますが、原則として、申請書類が提出された日の翌日から起算して2か月以内としています。平成22事務年度においても、構造改革特別区域法の改正に伴う果実酒などの酒類製造免許の申請が見込まれるところですが、標準処理期間内の処理件数割合の目標値を100%として処理を行います。

[施策の実施状況]

酒類の製造及び販売業免許の処理については、酒税法その他関係法令の遵守状況、事業に必要な資金や設備等の保有状況、酒類の適正な販売管理体制が構築されるか否かなどの要件について適正・厳格な審査を行いました。

なお、審査に当たっては、酒類関係システム等を活用するなどにより、迅速な処理に努めた結果、平成22事務年度における業績指標として設定した「酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内の処理件数割合」について、目標値とした「100%」を達成しました。

◎業績指標 2-4 : 酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内の処理件数割合 (単位: %)

会計年度	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
					目標値	実績値
処理件数割合	100.0	100.0	100.0	100.0	100	100.0

(出所) 課税部酒税課調

○参考指標 2-9：酒類業免許の処理件数 (単位：件)

会計年度	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
付与件数	45,122	31,225	31,907	28,245	27,769

(出所) 課税部酒税課調

(注) 平成19年度までの実績値は、事務年度にて集計しています。

○参考指標 2-10：酒類製造免許場数及び酒類販売業免許場数の推移 (単位：場)

会計年度		平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
酒類製造 免許場数		3,141	3,150	3,116	3,090	3,106
酒類販売業 免許場数	卸売業	内11,871 13,633	内11,683 13,373	内11,346 12,945	内10,966 12,498	内10,488 12,063
	小売業	178,124	179,624	178,016	176,773	175,132

(出所) 課税部酒税課調

(注1) 各会計年度末現在の状況です。

(注2) 一製造場で複数の酒類の免許を有しているものについては、1場として集計しています。

(注3) 酒類卸売業免許場数の内書は卸売業と小売業の兼業場です。

(注4) 酒類小売業免許場数は、販売できる酒類の範囲の条件が全酒類であるものです。

(注5) 平成22年度は暫定値です。

○参考指標 2-11：構造改革特別区域法に基づく酒類製造免許付与件数の推移 (単位：件)

会計年度	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
付与件数	31	36	21	16	28

(出所) 課税部酒税課調

(2) 免許の適切な管理

[平成22事務年度実施計画]

休造中の酒類製造場や休業中の酒類販売場については、的確な実態把握に努め、長期休造又は休業となっているものなどを把握した場合には、免許制度の趣旨を踏まえ、必要に応じて免許を取り消すなど適切な免許管理に努めます。

[施策の実施状況]

休造中の酒類製造場や休業中の酒類販売場については、的確かつ効率的な実態把握及び免許管理に努め、長期休造又は休業となっているものなどを把握した場合には、免許を取り消すなど適切な免許管理に努めました。

3. 平成21事務年度実績の評価結果の平成22事務年度施策等への反映状況

酒類の製造及び販売業の免許については、適正かつ迅速な処理に努めた結果、標準処理期間内に処理しました。

また、休造中の酒類製造場や休業中の酒類販売場についての的確な実態把握を行い、長期休業場等については免許の取消しを行うなど、適切な対応に努めました。

4. 目標を巡る現状・外部要因等の動向

目標を巡る現状・外部要因等の動向については、「2. 平成22事務年度の事務運営の報告」において、業績指標・参考指標と併せて記述しています。

5. 今後の施策等に反映すべき事項

(1) 今後の方針

イ 酒類の製造及び販売業の免許の標準処理期間内での適正・迅速な処理等

引き続き推進	改善・見直し	廃止
--------	--------	----

ロ 免許の適切な管理

引き続き推進	改善・見直し	廃止
--------	--------	----

(2) 施策への反映に向けた提言

酒類の製造及び販売業の免許については、事務処理手順の一層の効率化を図り、適正かつ迅速な処理に努めます。

また、休造中の酒類製造場や休業中の酒類販売場についての的確な実態把握を行い、長期休業場等については免許の取消しを行うなど、適切な対応に努めます。

なお、業績指標2-4「酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内の処理件数割合」については、平成13事務年度以降、続けて100%を達成しており、業績指標としての一定の役割を果たしたと認められることから、平成23事務年度の実施計画より、業績目標1-2-1の参考指標の一つとして、引き続きモニタリングしていきます。

(3) 平成24年度予算要求等への反映

酒類業の製造及び販売業免許について、酒税法等を適正に適用し迅速な処理を行うために必要な経費の確保に努めます。

3 東日本大震災への対応

実績目標2 関係（酒類業の健全な発達の促進）

[平成22事務年度実施計画]

東北地方を中心として、地震等により甚大な被害を受けた酒類業者及び酒類業組合等が多数あることから、被災状況を踏まえて必要な支援を行うよう努めます。

また、福島第一原子力発電所事故による酒類の風評被害に対し、輸出酒類に係る安全証明書の発行等について、適切に対応します。

[施策の実施状況]

酒類業者等の甚大な被害の状況等を踏まえ、現行法令に基づき、免許等の手続や被災酒類に係る酒税相当額の還付手続について、酒類業者の事務負担の軽減などを図るため、関係する通達の整備を行うなど最大限の弾力的取扱いを措置しました。

また、福島第一原子力発電所における事故による酒類の風評被害に対し、輸出酒類に係る安全証明書発行体制の整備を図り、これらに適切に対応しました。

イ 被災した酒類製造場等に係る免許等の手続の弾力的取扱い

被災した製造場等を仮移転する際の免許手続等の取扱いや各種報告書、申告書、届出書の提出時期等について、被災状況等に応じて弾力的に取り扱いました。

ロ 被災酒類に係る酒税相当額の還付手続の簡素化

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第7条に基づく被災酒類に係る酒税相当額の還付手続について、被害の大きかった地域の酒類業者の事務負担の軽減と酒税相当額の早期支払を行うため、数量等の確認手続の簡素化と該当地域の酒販組合等を通じて酒税相当額を支払うこととするなど、弾力的に取り扱いました。

ハ 輸出用酒類に係る証明書の発行（放射能分析の実施）

福島第一原子力発電所の事故を受けて、我が国から輸出される農林水産物及び食品については、輸出先国・地域から我が国の所管当局が発行する証明書（①生産日、②産地又は③放射能分析結果）の添付を求められています。

そのため、酒類については国税局において証明書を発行することとし、EU、韓国及びマレーシア向けの酒類について、生産日及び産地に係る証明書の発行を開始しました。

その後、放射能分析体制についても整備し、平成23年6月以降、EU及びマレーシア向け輸出酒類に係る放射能分析及び証明書発行についても対応しています。